

ID: 193

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

<b>処分の概要</b>	保育料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市へき地保育所条例 第2条の2第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第121号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (保育料)  第2条の2 保育料は、保育児童1人につき月額10,000円を限度とする。  2 保育料は毎月の末日までに納入しなければならない。ただし、12月にあっては28日までとする。  3 月の途中における入退所の場合の保育料は、日割により算定した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	令和2年7月1日